次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成30年5月1日

県南広域振興局長 細 川 倫 史

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
 - (1) 重油JIS1種1号 約332キロリットル
 - (2) 重油JIS1種2号 約245キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 県南広域振興局奥州審査指導監 岩手県奥州市水沢大手町一丁目2番 地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 岩手県石油商業協同組合 岩手県盛岡市清水町14番12号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1リットル当たり84.2400円
 - (2) 1リットル当たり82.0800円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当